

令和元年第3回（9月）大郷町議会定例会会議録第5号

令和元年10月4日（金）

応招議員（14名）

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	6番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

出席議員（14名）

応招議員と同じ

欠席議員（0名）

なし

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中	学君	教育長	鹿野	毅君
参事	残間	俊典君	参事(特命担当)	千葉	伸吾君
総務課長	浅野	辰夫君	財政課長	熊谷	有司君
まちづくり政策課長	伊藤	義継君	税務課長	武藤	弘子君
町民課長	千葉	昭君	保健福祉課長	鎌田	光一君
農政商工課長	高橋	優君	地域整備課長	三浦	光君
会計管理者	遠藤	努君	学校教育課長	斎藤	雅彦君
社会教育課長	菅野	直人君			

事務局出席職員氏名

事務局長 遠藤龍太郎 次長 齋藤由美子 主事 高橋将吾

議事日程第5号

令和元年10月4日（金曜日） 午後1時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 一般質問（2人 5件）
日程第3 委発第2号 企業誘致に関する調査特別委員会の設置について
日程第4 委発第3号 おおさと地域振興公社に関する調査特別委員会の設置について
日程第5 委発第4号 大郷町議会改革調査特別委員会の設置について
日程第6 閉会中の所管事務調査
-

本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 一般質問（2人 5件）
日程第3 委発第2号 企業誘致に関する調査特別委員会の設置について
日程第4 委発第3号 おおさと地域振興公社に関する調査特別委員会の設置について
日程第5 委発第4号 大郷町議会改革調査特別委員会の設置について
日程第6 閉会中の所管事務調査
-

午後 1時30分 開議

議長（石川良彦君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、11番石垣正博議員及び12番千葉勇治議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（石川良彦君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

7番熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 7番、熱海文義でございます。皆さん、おはようございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。大綱3点について、お聞きしたいと思います。

まず1点目、「道の駅について」でございます。

道の駅西側駐車場を、8,000万円で購入しました。有効利用について、行政報告で町長はいろいろなイベントを考えているとのことでしたが、どのようなイベントを考えているのか。現在は、夏まつり・秋まつり・B級グルメなどがありますが、ほかにどんなイベントを考えているのかお伺いしたいと思います。

2番目、「危険家屋について」。

今まで危険家屋について、町から調査済みと聞いておりますが、その土地、家屋をどのようにしていくのか。遊休不動産として利用していくのか、町長の所見をお伺いします。

3番、「災害について」でございます。

東日本大震災から8年と7カ月が過ぎました。そのような中、想定外の災害が日本中のいろいろなところで起きております。本町も例外ではなく、台風による風水害などがあります。今回の千葉県に上陸した台風15号は、想定外の被害がありました。今後、本町にも大型の台風が来るかもしれないので、対策が必要と考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 皆さん、こんにちは。御苦労さまでございます。

ただいま、熱海議員の道の駅の駐車場の利用についての御質問がございました。お答えしたいと思います。

西側駐車場につきましては、駐車場としての利用にとどまらず、今後は道の駅、また隣のフラップ大郷21とも隣接し、県道沿いという立地を生かしたさまざまなイベントが企画できる場所であるということ、その立地を活かした多目的な利用を考え、実行できる場所であるということでございます。今、特別にこれだというのはございませんが、長い間にいろいろな利用方法を皆さんも一緒にお考えをいただいて、あるものを有効活用できるような、利用頻度が高くなればなるほど安くつくわけでありますから、皆さんで創意工夫しながら本町の交流人口の拡大に向けて有効活用に努めてまいりたいと思います。

2点目の危険家屋の問題についてでございますが、空き家に関する調査については、各行政区長等の協力をいただいて平成27年度と平成

29年度に2カ年実施してございますが、114件の空き家が確認されてございます。また、昨年度は町職員が再度全ての空き家を調査した結果、まさに114件中59件が現在の状況では居住不可能な空き家と思われるものが調査結果で出てございます。

居住不能の空き家の多くは、所有者自身もその取り扱いに大変困っているものでございます。そのことから、町では空き地・空き家バンクの活用とともに、大郷町地方創生推進連絡協議会の協力も得ながら、所有者も含めた負担の少ない方法での処分などについて、今後検討していく考えでございます。

3点目の災害についての御質問でございますが、本町では消防団や町民の方々の協力・参加のもと、毎年大規模災害を想定した総合防災訓練や水防訓練を実施するとともに、自主防災組織が全行政区に結成されてございます。地域防災力の向上に努めているところであります。また、近隣市町村始め都道府県の枠を越えた県外の自治体、町内の建設業者やJ A、電力会社などの関係諸団体と災害協定を結んでおり、有事の際には互いに連携しながら災害対策・応急に努めてまいりたいと考えております。

ハード面では、国や県などに要望活動を行い、吉田川や味明川などの堤防かさ上げや河道掘削などの河川改修を行っており、現在では吉田川上流域に遊水池の浚渫工事を進めているところでございます。

なお国では、水害や土砂災害の際に住民がとるべき行動を直感的に理解できるよう、防災気象情報を5段階の警戒レベルを用いて伝えていることになってございます。この趣旨に基づき、迅速かつ的確な避難情報を発令してまいりたいと思います。特に、本町では対策本部を設置するような災害が発生したということになれば、本部では先見性と現状判断、それに迅速な指示・行動ができるように、指示している訓練も実施してございますので、本町にもしそのような災害が発生した場合に、まず町民が安心して避難する指示、徹底した指導をしてまいりたいと思います。

以上です。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） それでは、1点目から再質問に入らせていただきます。

先ほど質問した内容とかぶるかもしれませんが、現在夏まつり・秋まつり・B級グルメ、この3点が大きなメインで道の駅を使用していると思いますが、そのほかに例えば月ごとに何か1つイベントを開いて

いこうというような、そういう努力があって進んでいくべきじゃないかと思うんですが、例えば月に二、三回、全部そこで集まってしまって、ほかの月はないというような形じゃなくて、毎月あるような形で進んでいったらいいんじゃないかと思いますが、町長はどういう考えですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 直接私がそこで、事業経営に毎日参加しているわけではございませんで、今議員がおっしゃったような内容で今のスタッフはいろいろ考えながら販売促進を図っているようで、おかげさまでリニューアルオープン後順調な売り上げを上げているようであります。特に、あの道の駅で人の寄るようなそういう催し物、祭事をやれば必ず駐車場が必要となってまいります。あの駐車場という機能を十分生かせるような、道の駅の販売戦略も今後考えながら、隣のフラップ大郷21もいろいろ事業をやっているようでございますので、お互いに相乗効果が出るような、せっかく設置した駐車場ですから利用頻度の高いように努力してまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） ということは、今あそこの開発センターにいる千葉参事が中心となって動いているのかどうかわかりませんが、私のほうからひとつ提案がありまして、そいつをお聞きいただければなというように思っているんですが、あくまで駐車場という形なので車のイベントなんていうのはいかなものかなと。ただ当たり前の車が来たんでは、みんな集まってこないということで、今日本全国でやっているんですが、レトロな昭和の車を集めてイベントやっているところが、宮城県でも数カ所あるんですね。ただ、そこは宮城県の全部はずれなんですよ。

なので、例えば東北道の近くの町であれば、その町の近くしか来ない。例えば三陸道だったらそのとおりなんです、大郷町という立地の条件から考えても、その間にあって集まりやすい状況にあるわけなんですよ。なので、これを町でやるというのは大変いいんじゃないかなと。今、黒川郡でそういうのをやっている場所って、1カ所もないわけですよ。今まで私、ことしになってから5カ所、6カ所随分見てきたんですが、すごい集客なんですね。そういう考えを持っているんですが、こいつは町長なのか千葉参事なのかわかりませんが、こういう考えっていいのはいかなものか答弁もらいたいんですが。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

今議員のほうから御提案ありました、クラシックカーということになるかと思いますが、そういった意味で駐車場ではございますが多目的に有効に活用するといった意味ではそういったイベントですね、そのほかにも例えばスーパーカーであったり、アニメがペイントされた車であったりとか、農機具の展示会であったり、各種団体の啓発イベントであったり、各種サークルのイベント、それからフリーマーケットであったり、そういった意味でいろいろな意味での活用、それによる集客・交流人口の拡大に利用可能かと思っております。

その辺は、また地域振興公社とも調整しながら、PRも含めて検討してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 町長に聞いたら、考えているということなんですが、農政商工課ではある程度まとまったような話出てきたので、ぜひ進めてもらいたいんですが、さっき言ったように月ごとにばらばらに毎月イベントあるような形で進めてもらいたいんですが、課長どうですか、その辺は。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） 町が実施するイベントとしてとなると、なかなか毎月大きなイベントというと難しいというところはあるかと思いますが、地域振興公社におきましては毎月イベントということで「イベントカレンダー」というものをつくりましてPRをしながら、例えば直近ですと毎月定例の餅つきであったり、先日はエダマメの詰め放題であったり、体験教室であったり、書道家とアロマケアの誘致であったり、ハロウィンのリース・クラッシュボールの体験教室であったり、期間限定の販売であったりということで、季節に合わせた各種イベントを行いまして集客、それから駐車場の利用、そういった意味でも駐車場有効利用に資していると考えてございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） そのイベントに関して、皆さんに周知というのはどのように行っています。新聞だけでやっているのか、それとも新しいまた違った広告等でやっているのか、どうなんですか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） 周知に関しましては、道の駅での掲示であったり、あとはどこからでもといった意味でインターネットを使ってということで、ホームページのほうには毎月掲載のほうをしてございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 道の駅なりインターネット大事だと思うんですが、町民に知らせるのにもっと知らせる方法はあると思うんですが、その辺もきちっとお知らせしていただくようにしてもらいたいんですが、いかがですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 議員、今の御質問にお答えする前に、あの駐車場のスペースをイベント会場に使って、おいでになる皆さんの車をどこに駐車させるかという問題も出てまいります。その場合に、隣のフラップの駐車場を活用する。ところがイベントが一緒になって、おいでになる皆さんの駐車場に事欠くような内容にならなければよろしいんですが、あの西側の駐車場もちょっと狭いんです。本来ならば、もっと向こうまで行く予定だったんですが、まずとりあえずただいまの御質問に前向きに取り組んで、担当のほうも前向きなようですから、一緒に知恵を絞ってそれに対応してまいりたいなというふうに思います。

議長（石川良彦君） 広報方法の工夫ということで。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） 町民の方に対しての広報ということで、こちらに関しましては地域振興公社からのお知らせということにもなるかと思いますが、新聞広告での折り込みであったりといったことが考えられるかと思えます。その辺、また振興公社と調整しまして、検討してまいりたいと思えます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） ぜひ皆さんにわかるような広告の仕方で、今町長がお客さんがとめる駐車場の問題、ありました。実は、西会津のほうでもそういうのがあって、展示する車でいっぱいになった。ところが、そこには駐車スペースはないんですが、ちょっと離れてもその町のバスを使って輸送をかけているんですよ。近くにとめてもらって、輸送をかける方法というのも1つの手ではあるので、その辺は後からでも煮詰めていけばいいと思うんですが、まずやること、失敗を恐れず前向きに進んでいければという思いで言っているものですから。

まあ、諸問題はああると思うんです。それは後から何とでもなると思うんで、ぜひお願いしたいというように思います。町の集客のためでもあるというように、私は思います。よろしくをお願いします。

それでは、次に「危険家屋について」なんですが、前から調査をずっとやっているということで進んできましたが、進んできた内容の中でじゃあこれから、先ほど町長が59件今居住不能ということだったんですが、これをどうしていくのかというようなことが一番大きな問題だろうと。加えて、町長きのうも言っていました、譲渡型の賃貸住宅も考えている中で、この間千葉参事からとりあえず東沢住宅と田布施住宅を譲渡型で進めたいという話がありました。

だったらこの59件は、今からどのように考えていくのか。譲渡型で考えていくのか、それとも田布施・東沢が先行して譲渡型をやって、その後この居住不能になったことを考えていくのか。その辺、同時進行で進んでいくのか。その辺はどうなんですか、千葉参事。

議長（石川良彦君） 答弁願います。千葉参事。

参事（特命担当）（千葉伸吾君） お答えいたします。

今の目論見としては同時進行で、どっちが先ということはないと思いますが、双方ともやれる部分から手をつけていかなければいけないんだろうなというふうな考え方です。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） この居住不能になったものに関しては、もう廃墟という形で取り壊すしかない状況なんだろうと思います。これを廃墟のままにしておいて朽ちるのを待つのか、それとも所有者に壊してもらうのか、町の補助を入れて壊してもらうのか、その辺の考えはまだ進んでいませんか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） お答えいたします。

危険家屋は民間の家屋という形になりますので、私有地ということで、その所有者へ現在でもといますか、固定資産税の通知などとともに「空き家・空き地バンクを活用いただきたい」という文書出してありますけれども、そういったことも含めまして今後所有者などと協議してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） この協議をしていくという話は、もう数年前からずっと、多分私がここに来た立場のときからずっと調査し、所有者と話し

合いをするというような話だったんです。固定資産税の税務課の割賦があるから、そいつで住所・今住んでいるところわかるんだというような話もずっと進んできました。今のおりです。そこから、じゃあどうするんですかということをおは聞きたいんですよ。話し合うのはわかるんです。ちゃんと話し合っているんですよということを、確認したいんです。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） それを解決するのに、公金を使って解決するか、そうでない民間をベースにした事業主体をつくっていくかを、これから地方創生推進会議がそういうことも踏まえて、地主とも話し合いできる環境をこれからつくろうと今してございますので、もう少し時間をいただいて、公金をつぎ込んでその組織体が土地を購入して町のものにしてしまうか、それとも民間の不動産業者に持ってもらうか、そういうものを整理しないととてもこれを進めることができない。

議員が今おっしゃったように、ずっと前からそういう話があるんだ。けれども、さっぱり解決していないというのはそこにあるわけですから、それをしっかり整理してはっきりしてまいりたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） よろしくお願ひしたいんですが、今言った居住不能になった中で、所有者がわからない物件なんていうのは、何件かあるんですか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） 所有者がわからないという物件はございませんが、ただ相続等の関係等はございます。問題がある方もいます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 今私のほうで間違っただような気がしますけれども、例えば土地に関しては所有者が誰かわからないというような、土地に関してもあります。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） 土地に関しては、現時点では特に把握しているものはございません。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 私の中では、何件か所有者がわからない状況で、なかなか

か進みづらいというような土地もあると思うんですが、その辺もちゃんと調査していただいて、前に進んで、さっき町長の言うようにまとめてもらいたいと私は思っているんです。譲渡型の賃貸というのは、何かうんとすばらしいように聞こえるんですが、いろいろどこでもやっていないということなので、どこかでやっていると同例があっているんですが、それでもちゃんと前に進んでいけるのであればいいのかなというふうに思いますので、ぜひこっちの危険家屋についてもきちんと精査してやっていただきたいというふうに思います。

それでは、最後に「災害について」。

実はこれ私、一般質問つくるときに大きく分けて「災害について」ということにしてしまったんですが、実は私の考えている中ではまず今回千葉であった台風の風の災害で、本町にも風速50メートルとかそういうのが来たときに、町は大丈夫なんだろうかというような考えを持って振ったんですが、ただそれはちょっと町に言うことじゃないんじゃないかというような考えを持ったんですが、全体的に考えても町当局から例えば東北電力さんのほうにお願いをすとかというのがあったので、今回上げたんですが。

実は、震災のときから電柱がまだ斜めになったまま、そのまま放置と言いかたはおかしいんですが、立ったままではいるんですが、そういうのがあってあの50メートル級の風が来たときに、対応できるのかどうか。そういうのって、例えば線が切れたらライフラインとまってしまって大変なことになるのかなと思うんですが、その辺はどうなんですかね、町長。町から東北電力に言うことって、できるんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

水同様、電気は町民の生活になくってはならないライフラインと捉えておりますので、電柱の件につきましては本日終わりましたら東北電力のほうに申し入れをして、安全性について確認したいと思っております。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） ぜひ、私も味明・川内、あの辺走っていると、垂直に立っている大体角度ってわかるじゃないですか。そうすると、奥の1本の垂直になっているやつからずれたら、曲がっているのわかりますよね、普通に。そういうのが何本か見受けられて、これ震災のときから直っていないんだよなとずっと思っていたんです。こいつ、このまま

いって台風来たときに、千葉県みたいなことになったらもう大変なことになるなど。

千葉県では、山の鉄塔倒れましたよね。あれ、多分みんな想定外って言うんですが、それもう今想定外が想定内なんです。だから、その50メートルに耐え得るぐらいの鉄塔になっているのかどうか。電柱もそのとおり、NTTもそのとおりなんですよ。全部点検していかないと、どこかで1本されたら終わりじゃないですか。もう一回課長、この辺きちっと調べてもらえるように言えるんですか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） 本町にも、複数送電線・鉄塔が立ってございますので、千葉県の台風15号災を踏まえまして調べてございます。それにつきましては、経済産業省での電気設備技術基準というものがございまして、それに基づいて各電力会社は鉄塔を建設してございますが、それについては秒速40メートルを記録する強風まで耐えられるように設計されているというふうなことでございますので、それを上回る風が千葉県に局地的に吹いたものと思われます。

その件につきましては、東電並びに経済産業省のほうでも原因究明をしているところでございます。その結果を踏まえまして、経済産業省のほうから各電力会社に指示があるものというふうに認識してございますので、それを注視しているところでございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） そういうのはすぐ、あとまたわかり次第情報などをいただければなというふうに思います。

あと、こいつあまり言いたくなかったんですが、家の近くのお話になってしまうんで、NTTの電線が当時は電柱と電柱の間に何にもなくて、線をはわせたと思うんですが、その道路から内側の部分で竹が伸びていたわけですよ。その手前で線をつないだんですが、現在手入れがなかなか難しく、線が隠れて竹が伸びている状況なんですよ。線が隠れているわけです。そこまではよかったです。ところが、そいつのまた内側に太い木がありまして、その太い木が何かの状況で倒れたわけです、私有地の木が。そのまま今度竹を押し倒して、NTTの線にかぶさっている状況があるんです。こういうのって誰の責任になるのか、課長答弁できます。こういうの、ちょっと私でもわからないものですから。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） 道路管理者も同じですけれども、N T Tは電柱・電線を管理する事業者として、そういった電話線の供給に支障があるものについては、所有者の了解を得て支障がない部分までは手入れといいますか、除去することはしているかと思えます。ただ、それ以上民地にかかる部分については、やはり所有者の責任で処理していただくというものが通例だと思ってございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） ということは、線の下まではN T Tの責任で、そこから内側に関しては住民の人の責任になるわけですか。もう一回。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） 電線に支障のある部分については、N T Tなり電力のほうで除去する、所有者の了解を得てすると思えますが、それ以外の部分については、やはり特に敷地内の部分については所有者の責任で撤去していただくしかないのかなというふうに思っております。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） これは、もしじゃあN T Tということになれば、そこに住民の人から直接電話かけて「こういうんだよ」ということで、連絡すればよろしいんですか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） そのとおりでございますが、なお情報いただければ、私のほうから連絡することはやぶさかではないと思っております。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） ありがとうございます。これが終わりましたら、早速課長のほうに行って「こういう状況だ」ということで報告させていただきます。

今、町長からもらった答弁書の中に、この堤防なんかも水害なんかも十分に考えられますので、今回の18号の高知県の件もあるんで、そういう土砂災害もあるので、ぜひこの間防災マップの新しいものをつくってほしいという要望もあったので、そういうのも含めて早急にハザードマップつくってもらいたいんですが、いかがですか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） それにつきましては、この間も申し上げましたが味明川・滑川の洪水想定区域が今白紙の状態でございますので、それを県のほうに強く要望して、来年にでも取りかかるように県のほうにな

おさら強く働きかけて、それを網羅した形でハザードマップの作成のほうに着手したいと。それがないと、やはり一番大事な情報なものですから、吉田川についてはもう既に出ておりますけれども、味明川・滑川の河川の情報網を網羅したハザードマップをつくりたいということで、今検討しているところでございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） よろしく願いして、一般質問を終わります。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員の一般質問を終わります。

次に、12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

最初に、「民間活力で造成した道の駅の西側駐車場の取得について」、もう一度町長の見解を求めたいと思います。

町長は、さきの一般質問の答弁の中で、たしか民間活力を導入することは透明性を高め、どこを調べてもそうなのだというのがはっきりすることがその基本の基本だという答弁をしております。そこで、その基本になっているかどうかも含めて、つぎの5点について見解を求めたいと思います。

1つ目は、5月21日に全員協議会で、これは6月の臨時会でもかかったわけですが、執行部は買収予定価格の算定方法について、宅地については評価額となる平米当たり1万1,400円を0.7で割り戻し、平米当たり1万6,285円と。また雑種地については、評価額が平米当たり5,500円を0.7で割り戻した金額が7,857円と評価し、買い取りの試算価格の合計金額は1億3,589万8,935円ということでしたが、これで本当に問題ないのかどうかお聞きしたいと思います。私の計算ですと、計算に大分2,000万円ほどの差額が生じたようですが、間違いはないかどうか確認します。

2番目。県に確認したところ、駐車場として料金をいただかない（いわゆる無償ですね）で駐車場を運営する場合には、駐車場工事について県や町など行政当局からの許認可は必要なく個人の裁量、いわゆる地主の裁量で自由に工事ができるということになっておりますが、そのことについて町側の見解をお伺いします。

3番目。このことから、土地の所有権は民間業者のものなので、町は公共事業の発注者と違い調査することができず、安全性や強度など工事が設計に基づき施工されていたかどうかは写真のみの確認だったという答弁でありました。これで、果たして透明性が高められたかとい

うことは、私はどうも得られないと感じております。私は、町が直接土地を買収し工事を進めても、問題なかったのではないかと考えます。従来 of 公共事業に係る入札制度に基づき、少々時間はかかっても工事を進めるということの何が問題だったのか。具体的な説明を求めます。

4 番目。執行部は、いわゆる駐車場の安全性について今後法的な駐車場整備要綱を確認し、必要に応じて対応するというので、そういう答弁だったので、その後どのような対応をなされているのか。いわゆる駐車場の整備要綱に基づき、どのような対応をされたのかお聞きしたいと思います。

5 番目。この手法に問題がないとすれば、今までずっと町がやっているいわゆる公共事業の入札制度でうたわれている公正・公平で、町がよく言う健全な財源に関する、少ない財源でより適正な施工の確保を図ることは困難で、監査・検査を省略化させることで不正行為が発生することが懸念されます。また、町の財政健全化にも逆行するのではと考えますが、町長の所見を伺うものであります。

次に、大きな大綱 2 番目として、農業経営団体・組織に対する早急な後継者支援策についてお伺いします。

1 番目、町内の認定農業者、生産組織及び農地所有適格法人など本町の中心的経営体の農地の集積面積は幾らになっているのか。また、本町の農地全体に占める、その集積面積の割合は幾らになっているのかお聞きしたいと思います。

2 番目。それぞれの組織の年代構成、並びに後継者確保の実態についてどうなっているのか。よく言われる法人化、あるいは集団組織になっても、結構 70 歳前後の方々がいわゆる後継者というかその事業の中心を担っているということで、その方々がずっこけると地域の崩壊につながるということも懸念されます。そういう点で、この 2 番目の質問をさせてもらいました。

3 番目。町独自の新規就農支援など後継者対策を急がないと、近い将来本町の基幹産業が音を立てて崩壊していく危険を感じます。町長の認識と、その対策方針についてどのように町長は考えているのか。大型ハウスのそういう方々の導入だけじゃなく、家族農業の大事なところも強調すべきだと思うんですが、町長の考え方をお伺いしたいと思います。

一方 4 番目として、国の新たな圃場整備事業を待たずに、自らの力で

畦畔除去などを図り、大型機械作業の効率化を目指すなど果敢に挑戦しようとしている生産組織もあります。このようなやる気のある生産組織に対しては、町独自の支援策も講じ農業活性化につながる大胆な支援策が必要ではないかと思いますが、それもあわせて町長の所見をお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 千葉勇治議員の「民間活力で造成した道の駅西側駐車場取得について」の御質問でございます。

1つ目でございますが、買収予定価格の算定については、この鑑定価格である基準土地価格に地積を乗じて算出した額としてございます。基準土地価格は、評価額を0.7で割り戻して算出した額でございます。5月21日の全員協議会で提示した買収予定金額の試算について、問題はございません。

（2）番目について、駐車場法では料金を徴しない、取らない路外駐車場の整備については、都道府県知事に届け出る必要がないとされており、土地所有者がみずから行う駐車場については、土地所有者の裁量によって行うものであり、町として指導をする立場ではないという考えであります。

（3）については、町で土地を取得し駐車場として整備する場合、測量設計・用地買収・造成工事とそれぞれ契約施工となり、最短でもことしの春の施工となることから、道の駅リニューアルオープンには間に合わなかった。その、間に合うためにオープン時までこの手法をとり、当時相当の渋滞が予想されることなどから、民間が整備した駐車場を借用してきたものであります。

（4）の駐車場の安全性については、国土交通省の駐車場設計・施工指針の中で、駐車場内における自動車及び歩行者の安全確保を図るため、区画線等により駐車場のマスを明示するとともに、必要に応じマーキング・反射鏡・監視カメラ等の安全設備を設置するものとしてございます。自動車の交通動線に利用者の歩行動線、駐車場管理の動線を考慮し、相互の動線の交錯が少ない安全で円滑な利用ができるよう、今後も適切に管理を行うことを道の駅にも通達してございます。

また、身体障害者等の駐車場利用については、開発センターやフラップ大郷21の施設に隣接した専用駐車場を利用させていただくよう、案内表示等の検討を行っているところであります。

(5)については、これまでも議会に対し説明をしてきたところでございますが、民間事業者の整備した駐車場を町が購入したもので、契約締結に当たり引き渡し後2年間の修補責任を規定したところであり、町と業者との信頼関係のもと施工していただいたものと考えております。買取価格につきましては、買取予定価格を下回る価格で買取したことにより、町の財政にとっても良好なことであると考えております。今後も、物事によってはコストダウンできるようなものについては、財政の健全化の一助を担うと思われるようなものであれば検討してまいりたいなという考えであります。

今後も、西側駐車場は駐車場のみ活用することだけでなく、ただいま熱海議員の質問にもお答えしたとおり、交流人口の拡大のため各種イベント等、多目的に駐車場を活用していきたいと考えております。

大綱2番の「農業経営体・組織に対する早急な後継者支援策」というタイトルであります。本町の中心的経営体の集積面積と占有率についてですが、本町には法人が16社、個人が63名、生産組織が9組織を中心的経営体として位置づけしてございます。町の農業全体面積2,107ヘクタールのうち、中間管理事業などを活用している1,164ヘクタールを集積し、作業効率の向上を図っているところであります。

(2)の法人を除く個人の方の年齢層につきましては、30代から40代が24.2%、60代が66.1%、70代が9.7%と、青年層の担い手が少ない状況にあり、親元就農で後継者確保が厳しい状況となっております。法人については、将来の事業継承に向け町内外からの新規就農者を求めるなど、人材の確保育成に努めているところであります。新規雇用者の増加が確認できる状態であるということでもあります。

(3)町独自の新規就農支援策につきましては、国県の後継者支援策による事業に加え、町単独の新規雇用促進事業・経営継承支援事業等により助成制度を設け、新規就農の相談があった場合には町が支援窓口として、宮城県・JA・農協共済・土地改良などと連携しながら対応しているところであります。

また、大学・高校の農業関連学科へのPR・就農セミナー等を積極的に実施しながら、官民連携により移住・定住の促進と地方創生のため、職業と住居を一体的に提供する取り組みの一層の普及・PRを促進し、農業後継者の確保に努めてまいりたいと考えております。

(4)の圃場整備におけるやる気のある生産組織に対する町独自の支援策については、受益者や鶴田川土地改良区と協議しながら、事業支

援に努めてまいりたいと思います。特に圃場整備につきましては、大型機械使用可能で省力化など、これから中心となるA I農業を目指す圃場整備を進めることによって、若い後継者対策につながっていくものと確信をしているところであります。

何よりも、自給率を上げるというよりも、持久力を向上させるという魅力ある作業としての取り組みを、私は考えていかなければならないというふうに思います。

以上です。

議長（石川良彦君） ここで、10分間休憩といたします。

午後 2時27分 休憩

午後 2時36分 開議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 先ほどの文書による答弁に対して、再質問を行います。

まず、この1の計算に問題ないかということでしたところ、問題ないという回答でしたが、全員協議会の資料に基づきまして、私計算しますと、基準土地価格掛ける地積がイコール買収試算価格ということで、幾ら計算しても駐車場敷地が平米当たり1万6,285円掛ける5,098平米ということで8,302万930円、それからのり面緑地が7,857円平米当たり掛ける3823.05平米で、全協で示された資料には5,287万8,005円となっております。これ単純に掛け算しますと、この5,287万8,005円が3,003万7,703円となるわけですが、この単純に合計金額では全協では合わせて1億3,589万8,935円ということで、約2,200万円の減額が生じるわけなんです、その辺について違っておられませんか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

全協時にお示ししました数字でございますが、そののり面緑地3823.05平方メートルのうち、資料1のほうでお示ししました現況の雑種地の部分が1,113平米でございます。その残2710.05につきましては宅地の評価ということでの計算でございます、ここはちょっと表記ミスがございますが、7,857円に雑種地の部分が1,113平米、プラスの宅地部分が1万6,285円掛けるの2710.05でございますので、合計金額が5,287万8,005円で、総計で1億3,589万8,935円となるものでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） なぜそれを、全協のときに詳しい説明しなかったんですか、その数字的に。これをただ足し算で8,302万930円足す5,287万8,005円で1億3,500万円と、このような全協に対する説明で、6月21日の臨時会にかけますよという説明だったんでしょう。それでは、あまりにも議会をばかにしたやり方なんじゃないですか。2,280万302円は幾ら今説明しても、当時この資料には何も載っていないの、その明細はね、金額の。それどう考えるんですか。全協というものは、議会に次ぐ大事な位置づけだと思っているんですが、あまりにも軽視しているんじゃないですか、全協を。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 大変申しわけなく思っております、これは表記の誤りということでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 3円・5円なら誤りでもいいんですが、2,200万円違うんですよ。その辺ね、私当日臨時会でも反対した立場なんですが、こういうごまかしをやられて何が民間大丈夫だと、そういうことを私言いたいんですが、ちょっと置いておきますがね。

次に、そこで私伺いたいんですが、町はいわゆる■■■■■ですね、駐車場が仕上がった暁には町が買収することをわかっている駐車場を造成したのではないんですか。どうですか、町長。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 最初から、ここを民間から町が譲り受けて町が工事するということになりますと、申し上げるとおり時間がかかり過ぎてオープンに間に合わないから、■■■■■に「これを造成して貸してくれ」という話をしたら、「町からお世話になっているから、町のためであればつくってお貸しします」という話を受けたのでそのようにしたと、こういうことであります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 幾ら■■■■■が町にお世話になっているといっても、9,000万円も1億円も近い金を投資して無償で町に貸し付けするということは一般的に考えられますか、町長。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 以前議員も何億の随契で発注している、それに賛成をしている立場であって、それと同じように何も隠すことのない内容であれば、私は町が損したということであれば大変御迷惑をおかけするわ

けであります、町の予定よりも安い価格で購入できたということは、私は財政的に大変評価できるものというふうに思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町、安いとか町長お話ししますが、何を基準に言っているんですか。その工事の後も確認できないまま、全然調査もできないまま買って、安い・高い何で判断できるんですか、町長。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 私素人ですけれども、あの辺整地された土地で5万円以下の土地はございません。それが2万9,000円グロスで、そのぐらいの価格で購入できるということは、私は大変ありがたい話だということで、譲り受けることにしました。借りることも1つの選択であったんですが、借りても町のものにならない、10年借りても9,000万円ぐらいの支払いになる。それでは、町民に対して不利益を与えることになる。ですから、買うことを皆さんに御提示を申し上げて、それで議会の同意を得て買うことになった。それが今、何を言いたいの。わかりません。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町長、それは実質的には町が、今町長が名前言いましたから私言いますがね、XXXXXXXXXXに工事を発注したことと同じなんです、町長。違いますか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 発注したんでなく、私は貸してくれということで、「じゃあ、つくって貸しましょう」ということだから借りた。借りて、もう決めなくてない段階になったから議会にかけた、買うか借りるか。借りるということになりますと、10年借りても自分のものにならなくて、買ったよりも高い試算になってしまうから、どうするかということで御提示した内容で議会の同意をもらった。反対する議員は何人かいるさ、理解した議員のほうが多いから。町が損して購入しているというんだったら、話は別だと。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 得した・損したという話で、町長は損していないから大丈夫だというようなことでいつも言っているんですが、あれを町が直接あの方から、地主から買って工事をしてやれば、果たしてどのぐらいかかるか。それを、町長としては「見積書の設計に基づいて云々」と言っておりますが、それだけの判断で安い・高いの判断するわけで

すか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 底地は地主から丸々安く町が購入する価格で購入してもらった条件をお願いをしたということで、櫻井さんから町に譲る単価で■■■■も譲られたと、こういうことで土地の表示も価格もはっきりしている。

そういう中で、私は■■■■の信頼を十分伝わるということで工事については、工事単価幾らかかるかということについては、私は工事する気は最初からないですから、できたものを借りるということであつたのですから、借りたと。最後に、借りた期限も切れるから「どうするんですか」「借りるんですか、買うんですか」「買うも借りるもしなければ、私のほうで処分しますよ」と、こういう■■■■の話ですから、じゃあ我々は買うか買わないかということで、役場内で検討した。そうしたら、8,300万円の表示された価格を10年で割り戻すと、約9,000万円ぐらいになる。「それでは、買ったほうがよろしいんじゃないですか」という意見があつたので、「じゃあ譲り受けるべ」「じゃあ、議会にかける」という、そういうプロセスで始まったということです。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ちなみに、買うか借りるかという話今されましたが、借りる場合幾らということで案も出たんでしょうね、当然。そして、買ったほうが安いということになったと思うんで、幾らだったんですか、借りる場合に。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 借りる場合ですけれども、現況例えば8,000万円で借りた場合、それで10年間の場合料率かかるわけでございます。10年払いでございますので、その料率で計算していきますと、先ほど町長が答弁したとおり九千何がしの金額が出たものでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 九千何がしっていうのは、もとは■■■■から出された見積書に基づいて、町がいわゆる県で出している基準単価に基づいて計算したところ、九千何がしかかるという話だったんでないですか。今違うね、話。どっち正しいんですか。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 工事のほうは九千何百万円ということでの町での積算はあつたかと思いますが、例えば先ほどいった賃貸につきまして

も、いわゆる10年払いとなりますとただ割る10ではございませんで、それに料率というのがかかっているわけでございます。何でもリースする場合につきましては、その料率っていうのが加算されている分がございますので、その部分を実際8,000万円の土地をリースした場合に9,000万円ということでの算定でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 前に町長は、「あそこもし町で買い取るか借りなければ、どこかに売られてしまう」ということも大変心配されたから、町では買うようになったという説明をされました。また、今の話を聞きますと、8,000万円を10年間で払うという話を初めて聞いたんですが、賃貸についてはこれまで説明なかったわけですね、単価について。8,000万円を、これに金利なり何なり含めて、最終的には10年で払うという案も出たということでもいいんですか、課長。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 先ほどの答弁のとおりでございます、料率を掛けますと9,000万円という数字は間違いございません。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） どちらにしても、これを聞いておりますと、仕事の流れからして、町がリニューアルオープンまでに駐車場整備を間に合わせるために■■■■■に急がせてつくらせ、それを町が使っていくことを担保にお願いしたということのはっきりしたわけですね。町長、どうですか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） そのとおりですからこれができたと、こういうことです。

議長（石川良彦君） 千葉議員。

12番（千葉勇治君） これを見ておりますと、個人の裁量で自由に工事ができる、駐車場ね、ことが明らかで、また町は個人所有の財産に町が設計どおり工事が行われているかどうか検査することはできないという、これは本来町が公共事業として取り組まなければならない性格のものであるにもかかわらず、公共事業の自発注としてはとても考えられない、私から言わせると癒着ですよ、これは。癒着が正々堂々とまかり通っていることに、何も疑問を感じないですか、町長。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 何も疑問感じませんよ、これが正しい、私個人的な田中

学でこの事業やっているわけじゃないですよ。町長という立場でこういう事業に取り組んだと、こういうことですからね。はき違えないですよ。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） これね、私そう来ると思って実は先日、大友三男さんの質問に対して町長はこういう答弁していますね。先日の同僚議員の一般質問に対する町長の答弁で、「XXXXXXXXXXについては、相手は業者、私は素人だ」「私は資格を持っている業者を信用して、自信を持って販売してもらった」と、このとおりでいいんですね。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 私にはこれだけのスタッフがいて、私1人で決め事を決めているわけじゃない。議会の同意をもらわなくてないものは、議会にかけている。議会にかける前までの準備は、我々このスタッフでやる。そんなに正しい、あなたは1人でやっているんでしょう、議員。違うの。俺は、ここに提案するということはみんな協議をして、ここに提案をするというそのプロセスを、俺は別に曲げているわけじゃないですよ。

議長（石川良彦君） 千葉議員。

12番（千葉勇治君） 今話を詰めていきますと、町長としては、私はトップダウンが強いなと思っていますが、町長はいつもみんなと相談しているという、進めているという話ですが、町長自身は「資格ある業者なら信用できるので、何ら問題ない」、こういう認識で今後もいわゆる民間活力を進めていくということでもいいんですね、町長。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 私は町長です。技術屋ではないの。技術屋も抱えていますから、物によってはそういうものもこれから出てくる、時代背景を考えますとあるということです。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そこでお聞きしたいんですが、町長。町長のいわゆる業者を信用するという信用の基準というのは、何なんですか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） それは、こっちのスタッフにもいろいろチェックをしてもらって、役場でやる場合にはこれだけかかる、ここの分は安くなるというのは民間でやるからここの分が抜けると。だからその抜ける部分は、別に手抜きだとか何とかじゃないですよ。法的に設計を自社でや

る、だからその分は安くなるとか、いろいろなそういう安くなる方法を民間はわかっている。我々役場は、あなたの論理でいくと全て皆1項目ずつ必要な財源がかかるということです。だから、公共は高くなると、こういうことです。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 私は、町長が信用できる業者の基準は何か示してほしいと言っている。それをずばっと言えないんですか。言えないということは、おかしいですよ。思っていること、言ってください。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 年間300億円もやっている会社が、8,000万円そこそこの事業にそんなからくりするようなそういうことじゃない。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 実はこの工務所、結構やっているんですね。大友議員が、平成30年のいわゆる指名停止のことが出たので調べてみましたら、国会でも問題になるようなこともあったんだ、昭和57年にね。昭和57年に、国会でいろいろ出ております。

それから、平成14年の11月にも2カ月から9カ月間の指名停止くっています。さらに平成30年の6月に2カ月と、このように数回にわたって指名停止くっている業者ですよ。それを、町長は信用できるということで、このようなたかが8,000万円といますが、国から見れば8,000万円か知りませんが、私たちの自治体から見れば8,000万円小さいんですか町長は、その言い方は。どうなんですか、小さいんですか、8,000万円は。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 8,000万円は、本町からすれば小さい話ではないけれども、相手方のほうを私さっき評価することはそういう企業だから、本町からごまかすような話ではないという、そういう信じ方を私やっています。人を信じるところから入っていますから、何も問題ないと自信持って。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 従来の公共事業に係る入札制度に基づき工事を進めるべきと、私は強く要求します。次に進めます。

執行部は、駐車場としての安全性について、今後法的な駐車場整備要綱に基づき対応していくとの答弁だったんですが、その肝心かなめの駐車場の工事をする際、町に対して XXXXXXXXXX は駐車場の整備前に道

路工事施工承認並びに町道との土地境界確定申請、これ出されておりますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

まず道路工事の施工承認につきましては、あの箇所につきましてはもともと乗り入れがあった箇所でございます。境界確定につきましては、ちょっと当課のほうには書類は出てございません。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 今現在、ここではちょっとお答えできかねます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町道を例えばつくるに当たっても、必ず隣の土地との境界を踏んで、そして境界の確定した段階で仕事始めるのが普通でしょう。それ、やっていないんでないですか。今資料出されないというよりも、資料間違いなく調査したということがどうなのか。それ、確実な答弁もらう。

それから道路の侵入路ね、けさ特に調査してみたんですが、間違いなくあの駐車場の入り口工事していますよ、半車線切って。あれ町道ですからね、町道を無断で許認可とらないで工事していいんですか、課長。どうなっているんですか、そのことについて町道管理者として。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

道路法第24条によりまして、町道の管理者である町に対して協議の必要性はございます。

議長（石川良彦君） 千葉議員。

12番（千葉勇治君） ですから申請書出ていますか。承認申請書、ちゃんと工事やる前に。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 協議はあったように感じております。

議長（石川良彦君） 千葉議員。

12番（千葉勇治君） 協議あってもだめなんですよ、申請書ないと。

町長、こういう早く忙しくやらせるということは、裏を返せば町のどうしても最低法的に決められている手順もしないで進めるということが許されるんですよ、業者に対して。それが町長は、「お願いするや」「頼むや」ということで■■■■に頼んだという結果が、最終的にそういう問題出ているでしょう。町長、どう思いますか。そんなことで

いいんですか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） だとすれば、申しわけないと思います。

それで、業者のほうも多分相当気を遣いながら工事をやっていたということでもありますので、その町に対する行為を私は評価をしているところでもありますので、町が使う町のためのということでも多分道路占用を出さなかったのかなというふうに思いますので、その辺については出す必要があったとすれば、そのように今後指導してまいりたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） せめて8,000万円からの買い物をするのに、粛々とやらなければならない手続も暗黙の中に許して、そして進めて「リニューアルに間に合った」「やはり民間すごい」「民間活力はこれだ」と、そのような発想では今後幾ら財政の健全化の話をして、とても私は公共事業の入札制度について少ない投資で最大の効果を生み出す、これを目的に国が定めているのがいわゆる入札制度なんですよね。

財政健全化を図る面からも、今後ますます計画的な事業運営が求められると思うんですよ。「リニューアルそろそろ始まる」「さあ、これは困った」ということでやるということであるということが、そもそもあまりにも計画のなさが今回明らかになったんじゃないですか、民間活力云々以前に。計画のなさが、そのような仕事に拍車をかけてしまったんじゃないですか、町長。どのように反省していますか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） この計画については、たまたま相手方もあって、やっぱり民間の感覚で進めたということになるかというふうに思います。この辺については、事業そのものは成功しているから、まだ我々町民に対して申し上げることができますが、これが全然その効果が出ていないということになれば、大変な問題であるというふうに思いますので、今後そういうことのないように、あまりにも速いスピードでやらなければならないということは、相手のこともあるのでそういうことになったと、こういうことです。

議長（石川良彦君） 千葉議員。

12番（千葉勇治君） 私大変心配されるのは、そんなことはないと思うんですがね。マルカボンテランの土は、いわゆる汚染された土をあそこに運んできて、それをきれいにして商品化して売るという仕事ですよ。

その土が、違うんですか。その土が床に使われているんでないかと心配されるんですが、今回いわゆる町のものになってから何カ所か穴をあけて調査したということを行っています。ただ厚さだけでなく地層の深さまで確認しておりますか、どういう土使われているか。その辺はどうなんですか、調査の内容。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

土壌改良土につきましては、まず舗装の厚さ、路盤等については確認をしておりますが、路床土の厚さにつきましては舗装板を取り壊してそこからサンプリングをする必要があります。■のほうから土質試験の結果をいただいて、それを確認した中で安定されたものということで、対応してございます。

議長（石川良彦君） 千葉議員。

12番（千葉勇治君） 今の工事の後を見ますとのり面が、先ほど前者が質問しましたが、いわゆる大きな災害が生じた場合にあののり面が簡単に崩れてしまうんじゃないかという、うんと心配されます。ろくな緑地もない中で、芝生もはらっていないという中で、その場合にはどこの責任になるんですか。その責任の度合いについては、どの辺までが町、どの辺までが施工主の前者の方の責任になるのか、その辺ははっきりしていますか。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

修補の責任につきましては、先ほど2年間ということでお話ししたところでございますが、これにつきましては工事の施工においてということでございますので、その因果関係で決定されるかと思われます。

議長（石川良彦君） 千葉議員。

12番（千葉勇治君） 公共がやるとなれば、そういう二次災害・三次災害も予想して、防ぐためのいろいろな工事もある必要が出てくる。そのためには期間もかかるし、若干金もかかりますが、しかし後々になればそれが最終的には高くなかったということも十分にあるわけで、今回今安いという町長判断しておりますが、その安さが果たしていつまで保証される安さになるのか、本当に危険なんですからね。町長、その辺の認識どのようにお持ちですか。町長から見解もらっておきたいと思えます。今度予算かけるのは、もし出れば町長でしょうから。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） あの周辺の地価と比較しても、半値ぐらいの単価におさまったというものを町が購入したと。こういうことは、町にとって大変財政的に貢献した事業であるというふうに、「災害起きたらどうするの」の声あり）災害は起きません。

議長（石川良彦君） 千葉議員。

12番（千葉勇治君） もし災害が生じたときには、町長の責任で対応するというふうに理解していいんですね。議会にかける必要ないですね町長、その発言は。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） これからいろいろ構造物もそういうもので、物差しではかるような内容にしていくようにしてまいりたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） 千葉議員。

12番（千葉勇治君） 今、私あそこに限って聞いているんですから、そこに答えて今町長は「全然問題ない」と、絶対崩れないということで確信しました。安心して使えるように、町民に今後話をしたいと思います。

さて、2番目に移ります。13分で農業政策はなかなか難しいんですが、ただ農政課から詳しい資料をもらいましたので。ただ、この資料の中で私思うのは、結局は今若い者がかなり少なくなっている。うんと危惧されるのは、本当に、ここでは年齢的に結構若い人が入っているような答弁もらっておりますが、しかし実態からするとここでは個人の方の年代構成ということになっているんですが、組織として法人あるいは集落営農ですか、そういう方々の後継者に対する状況をどのように見えていますか。これ、そっくり当てていいんですか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

今回個人ということで資料のほう提出させていただいておりましたが、集落営農ということになりますと地域の皆さんということにもなったり、あと法人となりますと新規就農者の状況については調査のほうはしてございますが、全体の年代構成といったところにつきましては把握してございません。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 千葉議員。

12番（千葉勇治君） 私、通告が悪かったのか、組織・法人における後継者の実態をお聞きしたかったんですよ。その組織が後継者いなくて、70代

・75歳の方々が今頑張っているようなのが多いんですがね、実態見ますと。一部こういう個人的に若い方もあるんでしょうが、大郷全体を見ますと結構高齢者が頑張っていると。国の平均を見ても、70歳以上が多く割合なんですね、今。70歳以上が七、八割占めるんですね。何かそういう状況で、決して大郷だけが若いはずないですよ。

ですからそういう場合に、町長力を入れて農業振興語っておりますが、土台である個々の農家のそういう生産意欲を高めることが、先ほど「自給率でなく持久力だ」なんて話しましたが、どういう意味かわかりませんが、自給率を上げることが今一番問われているものですね。そのことについて、これは町長にあえて細かい話聞いてもあれですから、町長に大きな意味で考え方聞いておきたいんですが、町の農業をどのように町長考えているんですか。個々の家族農業について、どう考えていますか。

議長（石川良彦君）　ちょっと、その前に農政商工課長、通告文に組織の構成ということで書いていますよね。組織の年代構成と、後継者確保の実態についてどうなっているかということで、先ほど答弁にないので、どうなんですか、ここは。個人農業しかなかったんですが。そうですよね、そこは今現在は答えられない。もしわかるなら、最初そっち答弁してください。

農政商工課長。

農政商工課長（高橋　優君）　大変失礼いたしました。

組織といったところで、改めて調査しないとその辺把握できないということがございますので、今回に関しましては大変申しわけございませんが個人ということになってございます。

議長（石川良彦君）　千葉議員。

12番（千葉勇治君）　後でもいいから、今その答えもらったからってどうもないんで。実態がどうなのか、これ町民もうんと関心あるところですよ。今の集落農業法人がどういう構成になっているのか、この次どうなってくるのかうんと感じているわけですから、それを知ってもらうだけでも本当大事な議会から、町からの発信になると思うので、ぜひ早速調査していただいて、わかる範囲で結構ですから報告をもらいたいと思います。

それで、町長にお聞きしたいんですが、この家族農業も含めて大郷の農業、これまでの農業についてどのように考えたら、いわゆる定住かなり進む、あるいはもっともっと人口減少が進む中で歯どめにな

る、どう考えていますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） やっぱり町内に後継者が育たないということになれば、異業種の皆さんに力を借りるしかないんでないかな、大郷の農業を守っていくのに。私はそう思うね。異業種、農業以外の業種の人たちにも参加してもらおう。私は農業ではないけれども、自分の後継者は自分でつくっている。なぜそれが農家にはつくれないのかという、「町長わかんないの、それ」の声あり）なぜだかと。後継者ちゃんとつくっている人もいる。いますよ。だから農地集積をして、大規模農業やる以外ないよと。大規模農業できるような補助をしなければ、後継者は育たないと私は思う。

議長（石川良彦君） 千葉議員。

12番（千葉勇治君） 町長の大郷農業の発展は、大規模化にしかないと、もうそれに限ると。そのためには、その方々の力をさらに大規模化しても発展させるためには、異業種間の協力だということで、今の家族農業をどうしていくかというような話は、それはもうそろそろあきらめろということであっていいんですね。基本的な考えですよ。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） そういう農家、自分の後継者を育ててやろうとする農家は育っていますよ。自分の後継者を育てるのに「人様の責任だ」みたいなことは、私言ったことない。どんな後継者育てようが、同じですよ。自分がどれだけ自分の仕事に自信を持っているのかによって、後継者が育つか育たないかということにつながっていくんじゃないですか。私はそう思います。

議長（石川良彦君） 千葉議員。

12番（千葉勇治君） 町長の常日ごろの姿勢を私聞きながら、いつか確認したいなと思っていたんですが、やっぱりこれからは大型化だ、これからは企業化だ、それは皆努力してやってきた結果、きょう答弁なかったんですがね、その大きく法人化された組織であってもほとんどの組織は後継者出ていないんです、30町歩・40町歩やっても。そういう状況の中でね、一部はいますよ。ただ、多くはいないですよ。

それ、きょうの農業新聞にも載っていますがね、「集落営農組織の解散・残された負債」ということで。これね、秋田が大きなテーマで載っていますが、全国津々浦々でこの状況生まれているんですよ。これ大郷に来ないという保証ないんですよ、実態見ますと。

そういうときに、もっと町は打つ手があるんじゃないかと、そうなる前に町は何かやらなきゃいけないんじゃないかということで、町長の方針をお聞きしたんですが、町長は「大きくないとだめだ」と。大きい方がつぶれているんですよ、今。どうですか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 大きい人がつぶれていく、もっと大きくすればいいさ。だから、何であさひなの農協が、あれだけの「新みやぎ農協」というふうになったの。これも規模が小さいから、やっていかれなくなるわけ。だから、規模拡大しなくてないの。宮城県1つぐらいに、農家大郷町1法人でやるぐらいの誰か指導者が出てこなくてだめなんですよ。

議長（石川良彦君） 千葉議員。

12番（千葉勇治君） こんなこと言って町長に怒られますが、町長の会社もそういう形で大きくなって合併したんでしょうね。それはそれで、何か大きいのが全て丸、みんな合併しないとだめだということで、あさひな農協の今「新みやぎ農協」まで例に出されましたが。

私ね、残された時間5分なんですけどね。やはり家族農業っていうの何が大事なのか、あえて国連でことしから10年間にわたって「家族農業を大事にしよう」ということで定めたわけで、その中心的な課題にこのようなことが書かれているんですね。「私たちは、貧困・格差・飢餓・気候変動・自然資源枯渇など持続可能でない社会の中におり、さらに都市化・グローバル化・農業人口の高齢化・食の安全への脅威など、持続可能でない食・農の問題を抱えています」と、こういうことで、国連で始まっているんですよ。

こうしたもとの、持続可能な社会への移行、その中心にあるのが家族農業で、世界でも9割・90数%が家族農業なんですよ。このような定義は、国・国連によれば「家族が経営する農業・林業・漁業・養殖・牧畜であり、男女の家族労働力を主として用いて実施される」と、このように小規模農業ほど今、国際的に小規模農業が大事にされているんですよ。そういう中であって、本町はやっぱり大規模化だと。これでもない生きていかれないという町長の見解ももらったんですが、どうも私は片手落ちになるんじゃないかと不安なんです。

今、大規模化に向かって一生懸命旗振りされて、大規模化でやっている方々に支援する対策として、町長は何か考えていますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 今やろうとする皆さんには、やっぱり圃場整備をしっかりと進めて集積できるような、大型化してコストを下げるその農業以外、今考えられるのはその道しか私はないのではないかと。それから、個々の農家を魅力ある仕事にしていく。仕事なのか趣味なのか、職ということになれば、それで生活するということになれば、今の日本のこの経済ではできないというふうに思うので、できるような組みかえをしなくてないんじゃないですか。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 何か先ほど自給率を上げるよりも、今日本は戦後最低の、戦後最低というよりも日本国始まって以来最低の食糧自給率、38%割っているわけですが、37.2といたしましたかね、約。そういう中であって、自給率を上げるのが私は、そのためには価格保証なりいろいろなてこ入れを国がやるということ。もちろんこれも、町でも独自の政策をやっているということで大事だと思うんですね。

それで、今山崎の生産組合では畦畔をとって、1枚の田にして効率をよくするというで動いておりますが、そのことについて今改良区の方針に入れるということで町長も動いておりますが、このことについてもう一度町長の文書でない言葉でお願いしたい。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 畦畔取り外す事業については、私も賛成していますよ。町としても、できるだけ受益者に負担をかけないような内容にしていくべきだというふうに思っておりますし、個人の農家も63人いるんだ、町内に。この63人の人たちが、多分後継者育っているかいらないかその辺私わかりませんが、こういう人たちもいる。ただ放っておけば、やめてしまうと。どういような、町の政策としてどうあるべきなのか。これは、もっと農業に従事している皆さんから直接聞きながら、町の方針を定めていかなきゃだめな時期にあるというふうに思っています。

議長（石川良彦君） 千葉議員。

12番（千葉勇治君） 持久力と自給率の違い、何か町長その辺。

時間ないですから、それからやっぱり家族農業も含めてやろうとする農家については、規模に関係なく町では支援するという、そういう方向づけをぜひ町長としても持っていただいて、あらゆる視点から支援するというを約束お願いしたいんですが、どうでしょうか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） それには何ととっても、財政のバランスをとらなければなりません。財政の健全化を図るためにどうするか、さっきの議論ではないですけれども、できるだけ町ではコストの安い、コスト低減の政策をどうつくり上げていくかが、私の新しい課題でないかなというふうに思っておりますので。

自給率と持久力の違いは、持久力につながるということは、法人でどんどんどんどん大きくして生産することも1つ。それから、個々の農家が自分たちでできることを自分たちで生産して、職につなげていく、生産につなげていくという内容であります。別に個人農家は切り捨てるという考えではございませんので。ただ、大郷の農業をどうするかという議論については、規模拡大以外ないと。やる気のある法人に、力を出してもらう以外ないと、こういうことです。

12番（千葉勇治君） 終わります。

議長（石川良彦君） 以上で一般質問を終わります。

日程第3 委発第2号 企業誘致に関する調査特別委員会の設置について

議長（石川良彦君） 次に、日程第3、委発第2号 企業誘致に関する調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。議会運営委員会委員長石川壽和議員。

議会運営委員会委員長（石川壽和君） 委発第2号

令和元年10月4日

大郷町議会議長 石川良彦 殿

提出者

大郷町議会運営委員会

委員長 石川壽和

賛成者

同委員 熱海文義

同委員 赤間茂幸

同委員 石垣正博

同委員 千葉勇治

同委員 若生寛

企業誘致に関する調査特別委員会の設置について

上記の議案を大郷町議会会議規則第13条第2項の規定により別紙のと

おり提出します。

別紙。裏面になっていると思うんですが、裏面をごらんいただきます。

別紙

企業誘致に関する調査特別委員会の設置について
次のとおり、企業誘致に関する調査特別委員会を設置する。

記

- | | |
|----------|----------------------------------|
| 1. 名 称 | 企業誘致に関する調査特別委員会 |
| 2. 設置根拠 | 地方自治法第109条及び大郷町議会委員会条例
第4条 |
| 3. 目的 | 企業誘致及び雇用に関する調査研究 |
| 4. 委員の定数 | 議長を除く全議員13名であります。 |
| 5. 調査期間 | 当該調査終了まで閉会中も調査することがで
きるものとする。 |

以上です。よろしく願いいたします。

議長（石川良彦君） これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を
終わります。

これより委発第2号 企業誘致に関する調査特別委員会の設置につい
てを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決
されました。

ここで、特別委員会が設置されましたので、委員長及び副委員長の選
任をお願いいたします。

特別委員会開催のため、暫時休憩といたします。なお、休憩中に特別
委員会を開催し、委員長・副委員長を互選願います。

議員各位は、議員控室にお集まり願います。

午 後 3 時 2 2 分 休 憩

午 後 3 時 2 6 分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

企業誘致に関する調査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。委員長には高橋重信議員、副委員長に吉田耕大議員、以上のとおり選任されました。

日程第 4 委発第 3 号 おおさと地域振興公社に関する調査特別委員会の設置について

議長（石川良彦君） 次に、日程第 4、委発第 3 号 おおさと地域振興公社に関する調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。議会運営委員会委員長石川壽和議員。

議会運営委員会委員長（石川壽和君） 委発第 3 号

令和元年10月 4 日

大郷町議会議長 石 川 良 彦 殿

提出者

大郷町議会運営委員会

委員長 石 川 壽 和

賛成者

同委員 熱 海 文 義

同委員 赤 間 茂 幸

同委員 石 垣 正 博

同委員 千 葉 勇 治

同委員 若 生 寛

おおさと地域振興公社に関する調査特別委員会の設置について
上記の議案を大郷町議会会議規則第13条第2項の規定により別紙のと
おり提出します。

別紙をごらんいただきます。

別紙

おおさと地域振興に関する調査特別委員会の設置について
次のとおり、おおさと地域振興公社に関する調査特別委員会を設置す
る。

記

1. 名 称 おおさと地域振興公社に関する調査特別委員会

2. 設置根拠 地方自治法第109条及び大郷町議会委員会条例
第4条
3. 目的 (株) おおさと地域振興公社の事業運営に関する調査研究
4. 委員の定数 議長を除く全議員13名であります。
5. 調査期間 当該調査終了まで閉会中も調査することができるものとする。

以上です。よろしく願いいたします。

議長(石川良彦君) これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより委発第3号 おおさと地域振興公社に関する調査特別委員会の設置についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(石川良彦君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、特別委員会が設置されましたので、委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。

特別委員会開催のため、暫時休憩といたします。休憩中に特別委員会を開催し、委員長・副委員長を互選願います。

議員控室にお集まりいただきます。

午後 3時30分 休憩

午後 3時38分 開議

議長(石川良彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

おおさと地域振興公社に関する調査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。委員長に石垣正博議員、副委員長に大友三男議員、以上のとおり選任されました。

日程第5 委発第4号 大郷町議会改革調査特別委員会の設置について
議長（石川良彦君） 次に、日程第5、委発第4号 大郷町議会改革調査特別
委員会の設置についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。議会運営委員会委員長石川壽和議
員。

議会運営委員会委員長（石川壽和君） 委発第4号

令和元年10月4日

大郷町議会議長 石川良彦 殿

提出者

大郷町議会運営委員会

委員長 石川壽和

賛成者

同委員 熱海文義

同委員 赤間茂幸

同委員 石垣正博

同委員 千葉勇治

同委員 若生寛

大郷町議会改革調査特別委員会の設置について

上記の議案を大郷町議会会議規則第13条第2項の規定により別紙のと
おり提出します。

別紙をごらんいただきます。

議長（石川良彦君） 和賀議員に申し上げます。静粛願います。

議会運営委員会委員長（石川壽和君）

大郷町議会改革調査特別委員会の設置について

次のとおり、大郷町議会改革調査特別委員会を設置する。

記

1. 名 称 大郷町議会改革調査特別委員会
2. 設置根拠 地方自治法第109条及び大郷町議会委員会条例
第4条
3. 目 的 大郷町議会の改革・活性化に関する調査研究、
並びに議員定数・報酬に関する調査研究
4. 委員の定数 議長を除く全議員13名であります。
5. 調査期間 当該調査終了まで閉会中も調査することがで
きるものとする。

以上です。よろしく願いいたします。

議長（石川良彦君） これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより委発第4号 大郷町議会改革調査特別委員会の設置についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、特別委員会が設置されましたので、委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。

特別委員会開催のため、暫時休憩といたします。なお、休憩中に特別委員会を開催し、委員長・副委員長を互選願います。

それでは、議員控室にお集まり願います。

午後 3時41分 休憩

午後 3時46分 開議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大郷町議会改革調査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。委員長には千葉勇治議員、副委員長に石川壽和議員、以上のとおり選任されました。

日程第6 閉会中の所管事務調査

議長（石川良彦君） 日程第6、閉会中の所管事務調査を議題といたします。

各委員長から所管事務のうち、会議規則第70条の規定により、お手元に配付した所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（石川良彦君） 以上をもって、本定例会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

今定例会は、時節柄大変お忙しい中、連日御審議を賜りましたこと、心から感謝を申し上げます。

今定例会は、去る9月18日開会以来17日間にわたり、平成30年度各種会計決算認定を中心に、条例の制定及び一部改正、令和元年各種会計補正予算などを審議してまいりましたが、議員各位の特段の御協力により、ここに今定例会を閉会することになりました。

今定例会に提案されました諸議案等、決算認定等、いずれも町政を展開していく上で重要な案件でありましたが、議員各位におかれましては、町民の代表機関としての機能を十分に発揮され、終始極めて真剣な審議により、それぞれ適切妥当な結論を得たのでありまして、この御精励に対し、深く敬意を表しますとともに厚く御礼を申し上げる次第であります。

また、執行部におかれましても、町長を初め課長各位には、審議の間、常に真剣な態度で御協力をくださいました。特に町長には、各課の審査におきましてはそれぞれ連日御出席を賜り、対応そして御答弁をいただきましたことに心から感謝を申し上げたいと思います。その御労苦に対し深く敬意を表しますとともに、本会議あるいは決算審査特別委員会において出されました意見、要望などに特に配慮していただき、町政執行に十二分に発揮されますようお願いするものであります。

収穫の秋、議員各位には何かと御多忙のこととは存じますが、それぞれ御自愛くださいまして、これからの町政の積極的な推進に御尽力賜らんことを心からお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

これにて、令和元年第3回大郷町議会定例会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 3時49分 閉会

上記の会議の経過は、事務局長 遠藤龍太郎の記載したものである

が、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員